

# 令和6年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習 (消防設備士講習)の受講案内

〔申請書受付期間 令和7年1月7日(火)～15日(水)〕

※ 昨年度とは会場、講習時間等が異なりますので、記載事項を必ずご確認ください。

高 知 県  
高知県危険物安全協会

この講習は、消防設備士免状の交付を受けている者が受講しなければならない講習、消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10の規定による工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習(消防設備士講習)です。

## 1 講習の日時及び場所

講習日	講習区分	会 場		
		午前の部(9:30～12:00) 消防法令関係・建築基準法関係	午後の部(12:45～17:15) 工事または整備に関する事項及び効果測定	定員
令和7年1月28日(火)	消火設備	高知共済会館 高知市本町5丁目3-20	同 左	120人
令和7年1月29日(水)	避難設備・ 消火器	高知共済会館 高知市本町5丁目3-20	同 左	120人
令和7年1月30日(木)	警報設備	高知共済会館 高知市本町5丁目3-20	同 左	120人

(注) 定員は長机1台に3人掛けでの満席の人数を目安としています。定員を超えた場合は受付できなくなります。

## 2 講習時間

受付：午前9時～午前9時20分

講習：午前9時30分～午後5時15分

## 3 講習実施区分

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
消 火 設 備	第1類・第2類及び第3類の甲種及び乙種消防設備士
避 難 設 備 ・ 消 火 器	第5類の甲種及び乙種消防設備士並びに第6類の乙種消防設備士
警 報 設 備	第4類の甲種及び乙種消防設備士並びに第7類の乙種消防設備士

(注) 講習区分の特殊設備の講習は高知県では実施していません。甲種特類の免状の交付を受けている方は免状の交付日をご確認のうえ、特殊設備の講習を実施している県外の講習を受講してください。

## 4 受講義務者

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の17の規定により、消防設備士の方々は、下記の(1)及び(2)の期間内に受講する義務があります。

### (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以降における最初の4月1日から2年以内

当該免状の交付を受けた後に、講習区分が同一である免状の交付を受けた場合の受講期限は、最初に免状の交付を受けた日以降における最初の4月1日から2年以内

### (2) 前回の消防設備士講習を受講した日以降における最初の4月1日から5年以内

講習を受講した後に、講習区分が同一である免状の交付を受けた場合の受講期限は、講習を受けた日以降における最初の4月1日から5年以内

★前述の規定により、令和6年度の受講義務者は、具体的には以下に該当する方々です。

- 令和4年度以前に免状の交付を受け、それ以後に一度も消防設備士講習を受けていない消防設備士
- 令和元年度以前に前回の消防設備士講習を受講した消防設備士

## 5 受講申請手続

- (1) 受講申請書の請求先  
各消防本部又は高知県危険物安全協会
- (2) 受講申請書の記入方法  
「講習区分に該当する消防設備士免状」欄については、受講する消防設備士免状の種類をすべて記入してください。  
講習区分ごとに各1枚ずつ申請書を提出してください。
- (3) 写真について  
講習申請日前6ヶ月以内に撮影した無帽、無背景、正面上三分身像の縦4cm・横3cmの大きさに枠なしとし、鮮明なもの（裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入してください。）を各申請書につき1枚のり付けしてください。
- (4) 受講手数料  
講習区分ごとに**7,000円の高知県収入証紙**を受講申請書の手数料貼付欄に貼り付けてください。消印・割印等はないで納入してください。（収入印紙ではありません。ご注意ください。）  
（注）申請書の受付時で高知県収入証紙の割印後は、特別な理由があると認めた場合を除き、受講料・提出書類等の返却はできません。
- (5) 受講票（はがき）について  
講習区分ごとに1枚ずつ提出してください。※欄以外は記入し、受講申請書に添付して提出してください。  
申請書を郵送で提出される場合は後述(6)のとおり切手を貼付してください。申請書を協会に直接持参される場合は、切手の貼付は不要です。
- (6) 郵送による申請について  
受講申請書を**郵送**される方は、受講票（はがき）の切手欄に**85円切手**を貼付し、申請書と受講票を封筒に入れて**送付**してください。受講票は受付後に返送しますので、住所・氏名・郵便番号を正確に記入してください。
- (7) 受講申請書の受付期間  
**令和7年1月7日(火)から1月15日(水)まで**（土曜日・日曜日、祝日は休みです）  
郵送の場合は、この期間の消印のあるものに限り有効です。
  - ・受付時間は、午前9時から午後5時までです。
  - ・申請（到着）順に受付します。定員に達した場合は受付できなくなります。
  - ・受付期間の初日までは受付はできません。受付期間の前に到着した申請書は、受付期間の最終日の受付処理になりますので、ご注意ください。
- (8) 受講申請書の提出先  
〒780-8570 高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内  
高知県危険物安全協会 TEL 088-823-9099  
**★複数の講習区分について受講される方は、各講習区分ごとに申請書・受講票の提出が必要です。**

## 6 講習科目の一部免除について

一つの区分の講習において全ての講習科目を修了した日の翌日から起算して6ヶ月以内に他区分の講習を受講しようとする場合は、講習科目のうち「消防法令関係・建築基準法関係」についての受講を免除することができます。（効果測定の一部免除はありません。）

【具体例】 今回の講習日程のうち複数の区分を受講する方は、1日目に全ての受講科目を修了すれば、2日目以降は午前の部の法令関係科目の受講を免除することができます。

今回の講習日以前6ヶ月以内に他県において他区分の消防設備士講習を受講済みにより、講習科目の一部免除を希望する場合は、免状の表裏をコピーして申請書に添えて提出してください。

## 7 消防設備士免状の提出

講習修了者の消防設備士免状には講習を修了した旨の記載をしますので、講習当日免状を持参し、受付に提出してください。

## 8 その他の事項

- (1) 筆記用具を持参してください。参考資料については、講習当日に会場で配布します。
- (2) 受講手続その他不明な点については、高知県危険物安全協会（TEL 088-823-9099：高知県危機管理部消防政策課内）へ問い合わせてください。
- (3) **高知県収入証紙は、高知県危険物安全協会（消防政策課内）でも販売しています。**
- (4) 講習当日に体調の悪い方、感染症等に罹患し治療していない方は来場をご遠慮ください。
- (5) 会場の駐車台数には限りがありますので、公共交通機関を御利用いただくか近隣の有料駐車場を御利用ください。
- (6) 会場内での飲食は可能ですが、容器等やゴミ類は各自でお持ち帰りください。
- (7) 災害等の状況により、止むを得ず日程や会場を変更することがあります。この場合のお知らせは、高知県庁危機管理部消防政策課のホームページに掲載します。

URL=<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010000/010301>